平成２３年（フ）第１４８号
千葉県成田市本三里塚1001番地513　成田ルミエール202
債務者　林　　実樹
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１５３号
千葉県印旛郡栄町龍角寺470番地２
債務者　鈴木　法子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４５号
千葉県山武郡九十九里町宿1787番地11
債務者　高宮　岩雄
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第４６号
千葉県山武郡九十九里町宿1787番地11
債務者　高宮まさ枝
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第７６号
千葉県旭市江ケ崎1118番地５
債務者　小川　和哉
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第７７号
千葉県旭市江ケ崎1118番地５
債務者　小川　衣代
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第８５号
千葉県東金市田間583番地１　片岡アーバンハイツ206
債務者　鈴木　陽子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第９８号
千葉県山武郡大網白里町みどりが丘４丁目40番地22
債務者　村　　幸代
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５号
静岡県沼津市岡宮952番地の３
債務者　佐々木麻衣
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
静岡県駿東郡清水町伏見308番地の５　メロディオーソＡ101、前住所静岡県三島市佐野見晴台１丁目27番地の３
債務者　髙野　麻美
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
静岡県三島市大宮町２丁目８番５号サーパスコジー大宮町202
債務者　漆畑　　亨
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
静岡県伊豆の国市長岡123番地の４
債務者　菊地　優子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
静岡県裾野市佐野897番地の６フローラ伊東Ｓ－203
債務者　宮代　　久
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
静岡県伊豆の国市四日町417番地の１　ステージハイツⅠ－202号、前住所静岡県伊豆の国市守木852番地の１　メゾンミカド103号
債務者　三笘　清正
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
静岡県沼津市志下327番地の４　エンゼルハイム静浦・505号
債務者　伊澤　節子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺4218番地　ユーズサンレミ501
債務者　松田千鶴子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１号
山口県長門市日置上1506番地　上城市営住宅７－３
債務者　坂倉かおり
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所萩支部